

観音寺市現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、観音寺市が発注する建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 発注者は、現場代理人の工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できる場合で、次の各号に掲げるいずれかの期間に該当するときは、現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとするができる。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 観音寺市工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前各号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(兼務を認める対象工事)

第3条 発注者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、他の工事と現場代理人が兼務することを認めることができる。

- (1) 兼務するそれぞれの工事の当初請負金額が4,500万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）未満であること。ただし、建築一式工事に係る当初請負金額は、9,000万円未満とする。
 - (2) 兼務する工事が、いずれも観音寺市が発注した工事であり、工事現場が観音寺市内であること。
 - (3) 兼務する現場代理人が、他の工事で建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。
 - (4) 当該工事の現場代理人（主任技術者を兼任する者を含む。）が兼務できる工事は、別件工事と併せて2件までとする。この場合において、別件工事において兼務できる者は、現場代理人（主任技術者を兼任する者を含む。）又は主任技術者とする。
- 2 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、それぞれの工事の対象となる工作物に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が複数工事全体を管理できると認められる場合は、現場代理人（主任技術者又は監理技術者兼任の場合を含む。）についても同様の取扱をすることができる。
- 3 設計金額が200万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以下の担当課執行の発注工事については、現場代理人の兼務件数の対象としないものとする。

(兼務を認めない工事)

第4条 発注者は、第3条第1項に適合する工事であっても、難易度や施工内容によって現場代理人の兼務を認めがたい工事であると判断した場合は、兼務を認めないこととする。

(現場代理人の兼務手続)

第5条 受注者は、現場代理人に他の工事の現場代理人を兼務させようとするときは、現場代理人兼務届(様式第1号)を発注者(契約事務担当者)に提出しなければならない。

2 受注者は、やむを得ない理由で前項の現場代理人を変更しようとするときは、その工事の監督職員とあらかじめ協議し、発注者に現場代理人兼務変更届(様式第2号)を提出しなければならない。

3 受注者は、現場代理人の兼務を解除したときは、現場代理人兼務解除届(様式第3号)を提出しなければならない。ただし、現場代理人の兼務の解除がしゅん工又は契約解除による場合は、提出は不要とする。

(是正措置)

第6条 発注者は、現場代理人兼務届の記載に虚偽が認められるとき、又は当該兼務に係る工事の施工中において、工事現場の運営、取締り、権限の行使及び発注者との連絡体制の確保等の観点から兼務を継続することが適当でないと認められるときは、当該工事の受注者に対して是正を求めるものとする。

2 発注者は、前項の是正請求後において、施工管理体制等に改善が認められないときは、当該現場代理人の兼務を解除することができる。

3 発注者は、前項により兼務配置の解除を決定した場合は、速やかに受注者に文書で通知するものとする。

(設計変更時の取扱)

第6条 発注者は、兼務を認めた工事が、設計変更(増額変更)により、第3条第1項第1号の条件を満たさなくなった場合においても、特に当該兼務の継続に支障がないと認めるときは、当該兼務を継続させることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。